

放置艇等除却処理要領

平成27年5月25日 農港第386号
沖縄県農林水産部長通知

(目的)

第1条 沖縄県が管理する漁港については、沖縄県漁港管理条例（昭和50年4月10日条例第33号）（以下「条例」という。）に基づき適正管理に努めているところである。

本要領は、県管理漁港区域内において、みだりに（正当な権限又は正当な理由に基づかずに）放置された船艇及び車両等（以下「放置艇等」という。）について、早期の移動処理を指導するとともに放置艇等を除却処理し、もって、漁港の適正管理に資することを目的とする。

(処理対象となる放置艇等)

第2条 本要領の対象とする放置艇等とは、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 漁港区域内において放置が疑われるもの
- (2) 漁港の機能を著しく妨げ又はそのおそれのあるもの
- (3) 漁港漁場整備計画等の遂行を著しく阻害し又はそのおそれのあるもの
- (4) 漁港利用上、工作物等へ損害を与えるおそれがあるもの
- (5) 著しく美観を損ない水域及び公共空地の環境保全を図る上で支障を及ぼすもの又はそのおそれのあるもの
- (6) その他漁港管理者が特に必要と認めるもの

(放置艇等除却処理)

第3条 放置艇等について所有者を特定するとともに、所有者等に対し早期の移動処理を指導するものとする。指導に応じない船艇等については漁港管理者の権限により除却処理等を実施するものとする。

2 除却処理の運用については別に定めるものとする。

3 放置艇等の除却処理にあたっては、農林水産部漁港漁場課と連携のうえ、別に定める放置艇等処理方針協議会設置要領に基づく協議会を開催し処理方針を決定するものとする。

(緊急時の対応)

第4条 台風時等の荒天や、老朽化等により、沈没、横転等の恐れがある船艇等について、漁港管理者として緊急に対策を講じる必要が生じた場合は、漁港管理者の責務により当該船艇等を除却処理するものとする。

附 則

この要領は、平成27年5月25日から施行する。